

山 監 査 第 2 1 5 号  
平成 3 0 年（2018 年） 2 月 5 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
平成 3 0 年 2 月 5 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

総合政策部

企画課、財政課、管財課、情報管理課及び公営競技事務所

#### 3 監査の期間

平成 29 年 12 月 4 日から平成 29 年 12 月 14 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 29 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定より、その旨を監査委員に通知されたい。

#### (1) 山陽小野田市国民健康保険基金について

##### 【指摘事項】

国民健康保険基金条例第 7 条（処分）において、「市長は、国民健康保険に要する財源が不足する場合に限り、基金の全部又は一部を国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。」とされているが、平成 26 年度から平成 28 年度の会計においては、財源が不足しないにもかかわらず、当該条例に反して基金を処分し、国民

健康保険会計に繰り入れている。

不適切な会計処理であることから、財政課の分掌事務の規定に基づき、適切な処理を行うよう調整を図られたい。

#### 【改善方法等】

組織規則には、財政課の分掌事務として「予算の編成、配当及び執行管理に関すること。」及び「基金の管理に関すること。」が規定されている。このことから、国民健康保険基金の管理事務については、担当部署との調整を前提として財政課が所管しなくてはならないものとする。

つまり、財政課は担当部署と調整を図るとともに予算執行状況を把握し、基金の処分が条例に反するような行為であれば指摘・助言を行う立場にあり、実務的にも基金の処分に係る決裁に際しては財政課の合議が必要とされている。

しかしながら、指摘事項のとおり、平成 26 年度から平成 28 年度の会計においては、財源が不足しないにもかかわらず条例に反して基金を処分することを財政課に合議し国民健康保険会計に繰り入れていることから、この度の定期監査を実施するにあたり監査結果として今後の改善を求めるものである。

担当者等が基金の管理については解釈上問題がないとしているものの、国民健康保険基金条例の規定との間に齟齬が存在する状況にあり、条例の規定に反していることは明らかである。

仮に基金の管理について解釈上問題がないとして国や県が許すとすれば、問題がない範囲内で弾力的運用が可能となるよう基金条例の一部改正が必要であるとする。

なお、当該事務処理の内容等の経緯については、担当課の所属長からも事情聴取を行っており、当年度の定期監査において同様の指摘を行うこととしている。

## (2) 随意契約ガイドラインについて

#### 【指摘事項】

随意契約の締結において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の解釈を誤り、競争性のない安易な随意契約を行っているものや適用条文を誤っているものなど、適切とはいえない随意契約が多く存在している状

況である。

地方自治体の契約は競争入札が原則であり、例外的な随意契約を行う場合は、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断しなければならないことから、施行令に対応する解釈・指針を具体的に示すガイドラインは必要不可欠であると考ええる。

については、関係部署と協議・調整を行い、早期の策定について努力されたい。

#### 【改善方法等】

契約に関することについては、組織規則からすると監理室であることは明らかである。

また、随意契約ガイドラインは他の多くの自治体でも策定されており、それらを参考にすれば策定に際して多くの時間を要するとは考えられない。

以上のことを踏まえ、監理室から事情聴取を行ったところ、現在の監理室は入札及び工事検査を主体に事務を執行しており、契約に関することは担当事務の一つとしての認識は十分にあるが、現在の職員配置では契約事務全般を主導することは困難であるとの主張である。

また、随意契約の場合の判断は最終的には担当部署によるもので、予定価格が地方自治法施行令別表（第 167 条の 2 関係）に基づき財務規則第 99 条に掲げる金額を超えるものについては事前に監理室と協議するのみで合議しなければならないとはされていないとのことであった。

これらは、契約に関することを監理室の分掌事務として組織規則に規定しているが、どの範囲までの契約に関する事務なのか明確に具体的に検討されていないことが原因である。また、仮に監理室において契約事務全般を行うことを前提にしているのであれば、現在の監理室の業務量等による適切な人員配置等について、関係部署と協議、調整が必要であると考ええる。

このようなことから、監理室の他に組織内での随意契約に係る分掌を判断した場合、随意契約が予算の執行に係るものであることから、組織規則に規定されている財政課の分掌事務「予算の編成、配当及び執行管理に関すること。」に基づき、財政課にガイドラインの制定について、関係部署と協議・調整を行い、早期の策定について努力されたいと求め

るものである。

いずれにしても、ガイドラインをいずれの部署が策定しても結果は同じであり、関係部署が協議・調整を行うことで、適切とはいえない状況にある随意契約について早期解消に努めるべきである。

なお、組織規則では各部署に属するさまざまな分掌事務が規定されているが、仮に規定された分掌事務が適正に機能しないのであれば、組織の人員体制の見直しや場合によっては組織規則の改正が必要であると考える。

このことは、平成 26 年度定期監査の総括により示した債権管理条例の制定についても同様で、債権管理条例の必要性は認めるものの、組織内での調整が整わず未だ制定に至っていない状況にあり、依然として適切とはいえない債権管理が行われているのが実状である。

### (3) 出資金台帳について

#### 【指摘事項】

財務規則の規定によると、出資の権利（出資金）である公有財産は財産管理者が財産台帳へ記載・整理し備え付けなければならないとされているが、関係部署においては文書管理表に財産台帳自体が存在しておらず適切な管理が行われていない状況にある。

公有財産を総括する部署として、適切な管理を行うよう、関係部署に対して周知・徹底を図られたい。

#### 【改善方法等】

財務規則第 140 条において、「財産管理者は、その所管に属する公有財産について、その現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。」とされている。また、同規則第 154 条において、「財産管理者は、法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類に従い、財産台帳を備え付けなければならない。」とされているが、関係部署においては財産台帳（出資金台帳）すら文書管理表に存在していないのが現状であり、一部の所属においては適切な管理がされていないことが明らかである。

このことから、同規則第 129 条第 1 項において、「総合政策部長は、公有財産を総括しなければならない。」とされ、また、同条第 2 項にお

いて「総合政策部長は、必要があると認めるときは、財産管理者に対し、その所管に属する公有財産についてその状況に関する資料提供若しくは報告を求め、又は実地に調査することができる。」とされていることから、財産台帳すら存在していない状況においては、総合政策部長が公有財産に係る報告を求め又は実地調査を行うなどして、適切な管理を行うよう周知・徹底を図ることを求めたものである。

なお、定期監査を行い複数部署に共通する指摘事項の場合は、個々に指摘するのではなく、当該事務を総括する所管部署に対して改善方法及び意見を述べている。

例：行政処分に対する不服の申し立ての教示は、総務課

債権管理条例の制定については、債権特別対策室

各小・中学校の学校施設使用に係る適正な取扱いは、教育総務課  
など